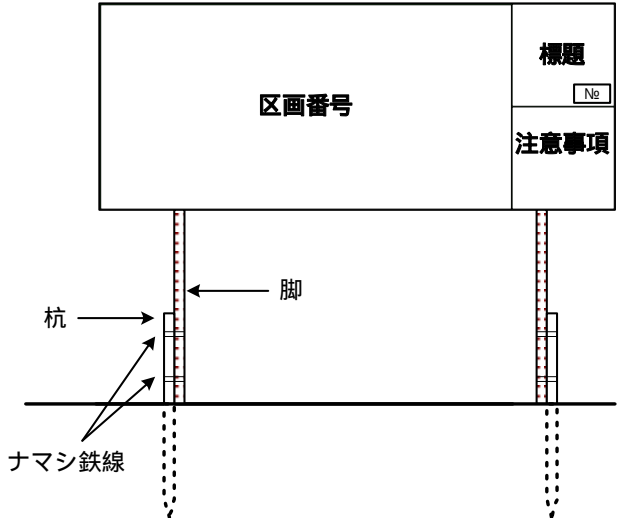


広島県知事選挙及び広島県議会議員補欠選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務
(安佐北区) 仕様書

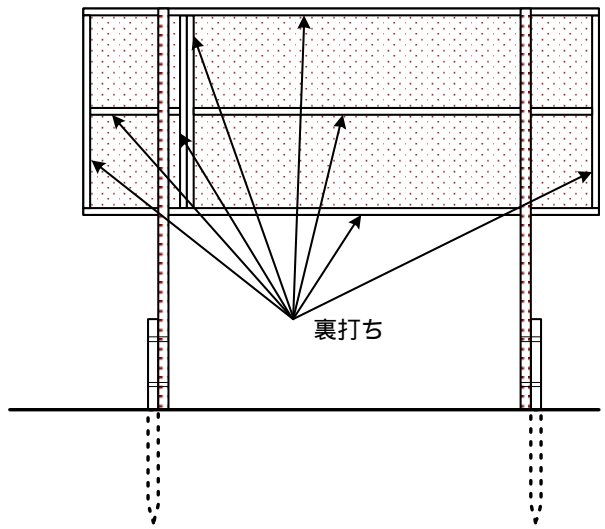
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙１のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙２及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙３のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記６の別紙５の１（３）のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙４－１及び４－２のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙５のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称

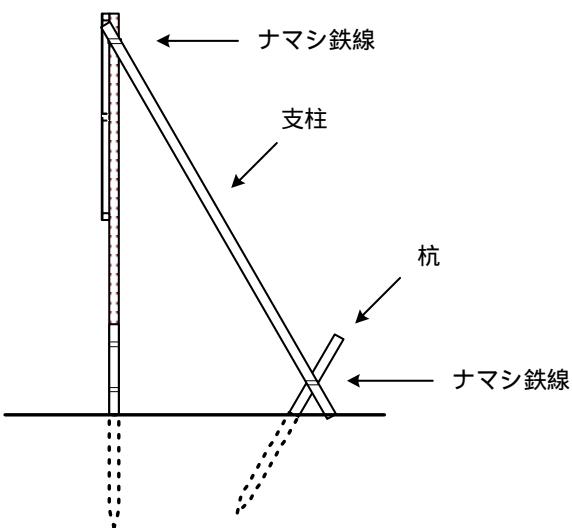
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えうるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET 樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーュー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーュー釘またはステンレススクリーュー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーュー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものをを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。こと。(ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。)
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマシ鉄線は12番(2.6mm)以上のものをを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものをを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要がある場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

別表

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙 (6 区画)		広島県知事選挙 (8 区画)		備 考
部 位	材 質	寸法等	数量	寸法等	数量	
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品) 又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横1,820mm 厚3.0～4.0mm	1 枚	縦910mm 横1,820mm 厚3.0～4.0mm 縦910mm 横455mm 厚3.0～4.0mm	1 枚 1 枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。)エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示は、掲示板の表面又は裏面にすること。
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm (長さ) 1,770mm	2 本	(太さ) 45mm×45mm (長さ) 1,770mm	2 本	
3 杭	〃	〃 900mm	4 本	〃 900mm	4 本	長さは900～1,000mm可
4 支柱	〃	〃 2,000mm	2 本	〃 2,000mm	2 本	
5 裏打ち	縦・側	〃 30mm×30mm 850mm	2 本	30mm×30mm 850mm	4 本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	〃 1,820mm	2 本	〃 1,820mm	2 本	
				〃 455mm	2 本	
	横・中	〃 1,760mm	1 本	〃 1,760mm	1 本	
				〃 395mm	1 本	
6 つなぎ	横・側			〃 200mm	2 本	

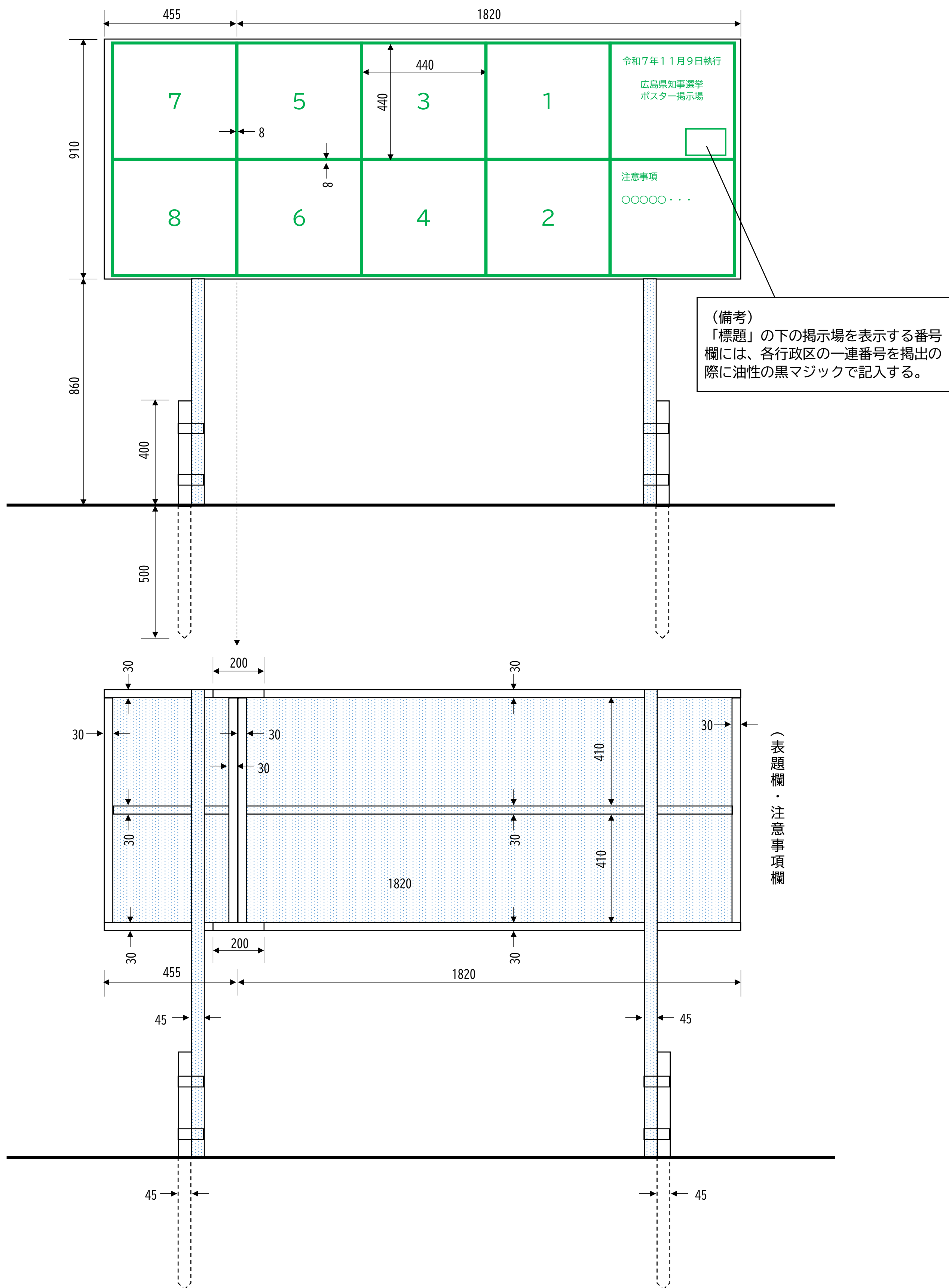
※ 6区画に2区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から8区画分として設計することも可【8区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照（設計図は標準の規格を記載している。）

ポスター掲示場の設計図

ポスター掲示場の設計図（８区画 正面図・裏面図）

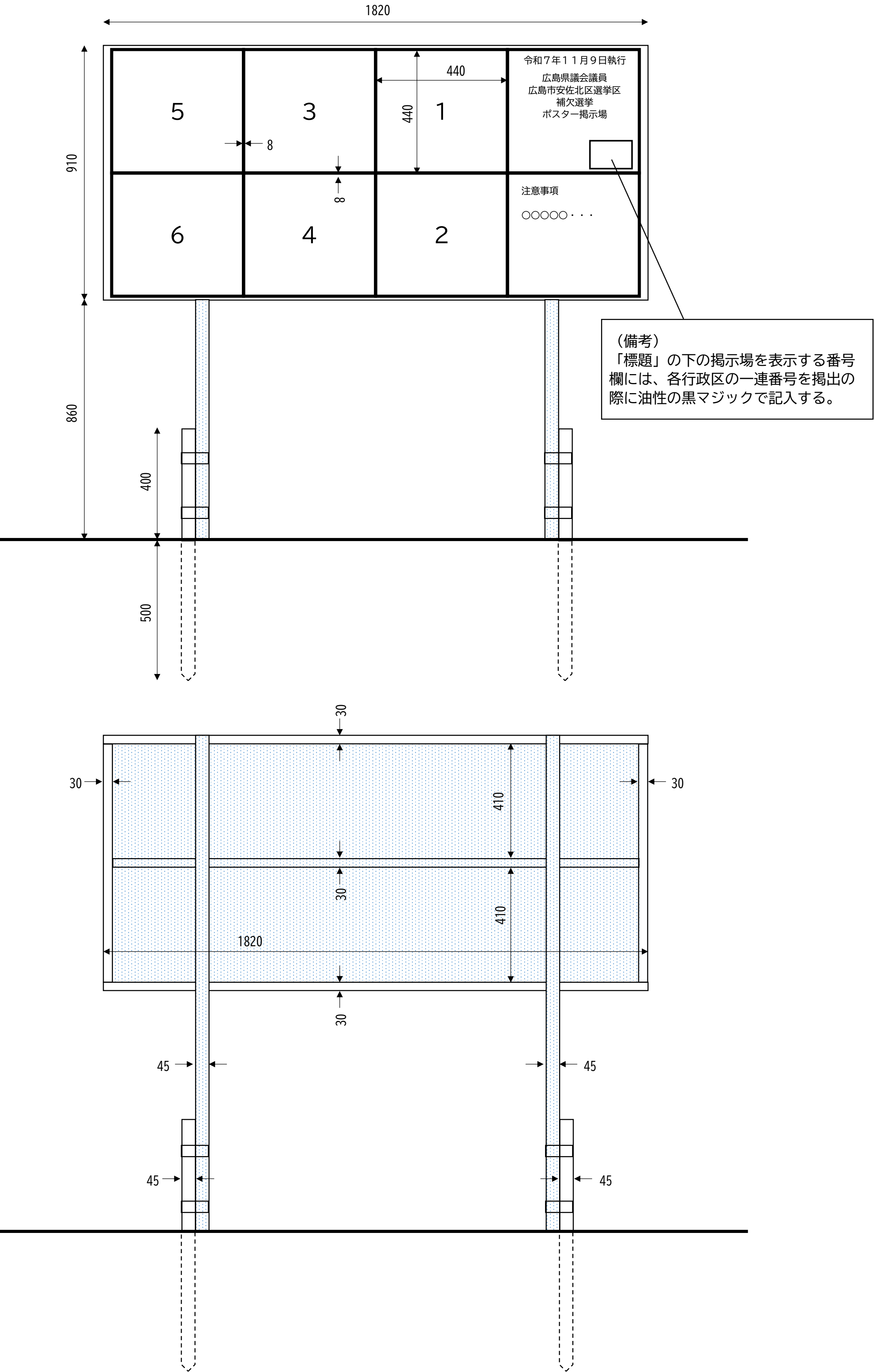
(单位 mm)



※ 表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（6区画 正面図・裏面図）

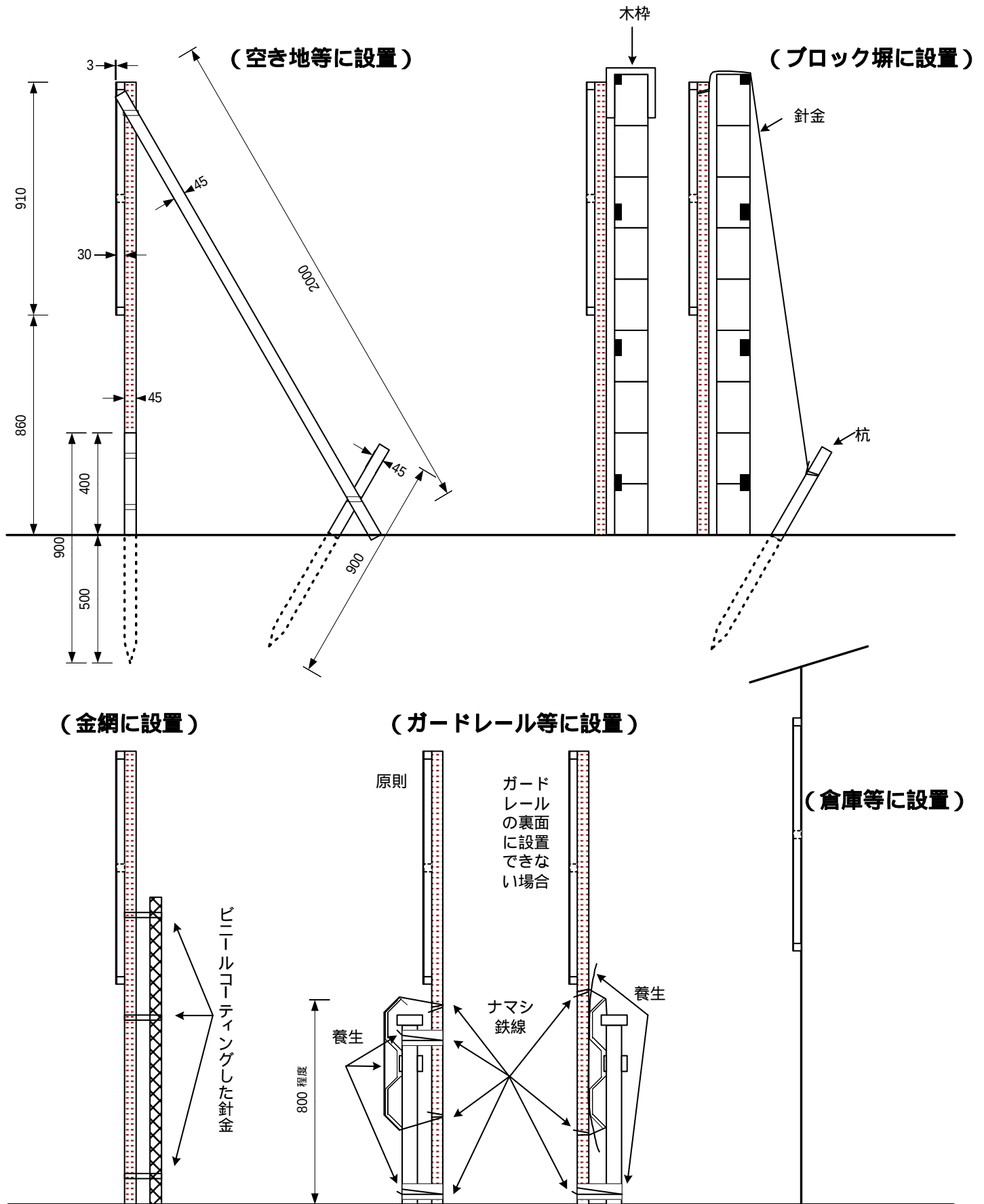
（単位 mm）



※ 表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の設置箇所は、設置時の状況等により、多少の変動があります。
 (区全体の数は変わりません。)

区 分		設置箇所数	設置方法			
			①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがない場合	②のうち、ガードレール等に設置するもの(内数)	③倉庫等の壁面等に直接取り付けする場合
安佐北区	県知事選挙	441	81	360	0	0
	県議会議員補欠選挙	441	81	360	0	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島県知事選挙

広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
白木第一	110	白木町大字志路 「ゆずりは農道」入口	111	白木町大字志路572番地 「渡辺 実男」宅前	7
	113	白木町大字志路2877番地 「志屋西集会所」前	114	白木町大字志路 「荒川バス停」横	
	116	白木町大字志路3693番地の6 「伊東宅」横			
白木第二	120	白木町大字志路 「佐々木宅」前	121	白木町大字志路3890番地の1 「志屋小学校」前	8
	123	白木町大字志路5507番地 「正林寺駐車場」横	124	白木町大字志路丸畠 「丸畠中バス停」北側	
	126	白木町大字古屋 「風早宅」前	127	白木町大字古屋 「正地バス停」前	
白木第三	130	白木町大字井原 「甲田集会所」横	131	白木町大字井原4602番地の5 「小田集会所」西側	9
	133	白木町大字井原1159番地の1 「笹野宅」前	134	白木町大字井原 「井原小学校」前	
	136	白木町大字井原 「田村製作所」向側	137	白木町大字井原 「井原大橋」西詰	
白木第四	140	白木町大字市川 「吉井バス停」横	141	白木町大字市川 「矢原宅」向側	12
	143	白木町大字小越188番地の1 「ユアーズ白木店駐車場」南側	144	白木町大字小越 「井原第一ポンプ所」前	
	146	白木町大字秋山 「中原橋」東詰	147	白木町大字秋山 「秋山橋バス停」	
	149	白木町大字秋山 「茶堂 光則宅倉庫」前	150	白木町大字市川 「高南第九老人運動広場」横	
白木第五	160	白木町大字市川6586番地 「佐々木 求宅」前	161	白木町大字市川（桧山） 「市川桧山」バス停横	3
白木第六	170	白木町大字三田9818番地1 「田川 宅」前	171	白木町大字三田 「靱蔵宅」前	8
	173	白木町大字三田 「上三田集会所」前	174	白木町大字三田 「柳原バス停」前	
	176	白木町大字三田 「中司踏切」横	177	白木町大字三田 「鳥井原バス停」横	
白木第七	180	白木町大字三田7791番地1 「林宅」向側	181	白木町大字三田 「下海戸バス停」南側	8
	183	白木町大字三田 「佐々木酒店」前	184	白木町大字三田 「JR中三田駅」入口	
	186	白木町大字三田 「下栗原バス停」横	187	白木町大字三田2446番地 「兒玉宅」前	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
白木第八	190	白木町大字三田3232番地 「寺西 猛宅」前方	191	白木町大字三田3842番地 「下大橋橋バス停」前	8
	193	白木町大字三田 「小橋バス停」前	194	白木町大字三田5934番地 「下三田集会所」前	
	196	白木町大字三田 「広島市三田市民農園」南側角	197	白木町大字三田 「下三田農業集落排水処理施設」前	
狩留家	210	狩留家町 「上西橋」東詰	211	狩留家町 「宮本 正直宅」入口付近	8
	213	狩留家町 「西中橋」西詰	214	狩留家町 「狩留家集会所」前	
	216	狩留家町 「狩留家橋」東詰	217	狩留家町 「湯坂口交差点」北側	
上深川	220	上深川町 「上深川橋」北詰	221	上深川町 「上庄原」バス停	6
	223	上深川町 「元ＪＡ広島市上深川支店」跡地・「ダリア館」横	224	上深川町 「住田橋北バス停」	
小河原	230	小河原町 「住田橋バス停」前	231	小河原町 「豊島宅」横	8
	233	小河原町 「小河原町民センター」入口西側	234	小河原町 「麻下橋」西詰	
	236	小河原町 「（株）ニシキンテック」前	237	小河原町1260番地1 「広島ユーハイム」西側	
深川第一	240	深川七丁目33番 「深川第五公園」東側	241	深川八丁目19番 「元奥迫会館」前	9
	243	深川六丁目34番 「深川第三公園」西側	244	深川七丁目29番 「深川台団地入口三叉路」北側	
	246	深川五丁目12番 「深川小学校正門」横	247	深川五丁目13番 「高陽公民館」前	
深川第二	250	深川三丁目1番 「山村宅」前	251	深川三丁目14番 「中村食料品店」向側	7
	253	深川一丁目15番 「ラサ商事（株）」前	254	深川二丁目50番1号 「安佐北区スポーツセンター」前	
	256	深川三丁目19番 「深川三丁目バス停」横			
亀崎	260	亀崎二丁目4番 「西山公園前バス停」向側	261	亀崎四丁目2番 「亀崎小学校」北側	7
	263	亀崎四丁目5番 「亀崎小学校西・三叉路」	264	亀崎四丁目6番 「地区センターバス停」前	
	266	亀崎二丁目2番 「堂願橋」東詰			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
真亀	270	真亀五丁目27番 「県営住宅39～43号棟」入口	271	真亀五丁目28番 「真亀小学校正門」横	7
	273	真亀三丁目22番 「高陽高校グラウンド」下	274	真亀三丁目8番 「高陽ニュータウン第五公園」南側	
	276	真亀二丁目12番 「県営アパート36号館」前		275	
倉掛	280	倉掛一丁目1番 「倉掛三叉路」	281	倉掛一丁目11番 「倉掛センター前バス停」横	7
	283	倉掛一丁目13番 「倉掛小学校・正門」横	284	倉掛二丁目20番 「倉掛第五児童公園」東側	
	286	倉掛三丁目3番 「JRバス車庫上のため池」前		285	
落合第一	290	落合南八丁目27番先 「諸木会館」前	291	落合南八丁目1番 「諸木陸橋バス停」横	6
	293	落合五丁目26番 「吉明神橋東詰」北	294	落合南九丁目5番 「諸木峠バス停」南側	
落合第二	300	落合四丁目16番 「中山公園」東側	301	落合三丁目8番21号 「落合保育園・正門」横	8
	303	落合四丁目13番1号 「落合東小学校・正門」横	304	落合四丁目4番 「県営アパート29号館～33号館」入口	
	306	落合南四丁目28番 「落合南第三公園」西側	307	落合四丁目13番 「落合東小学校・グラウンド法面」	
落合第三	310	落合二丁目29番先 「新宮橋」西詰	311	落合二丁目8番 「玖第一公園」東側	7
	313	落合二丁目37番先 「新玖村橋」北詰	314	落合一丁目18番9号 「沖 隆實宅」前	
	316	落合五丁目10番 「玖第三公園」南側		312	
落合第四	320	落合南四丁目40番 「落合南第一公園」西側	321	落合南五丁目2番 「高陽台入口バス停」北側	8
	323	落合南二丁目2番 「JA広島市落合支店」前	324	落合南一丁目20番 「エルディム中尾」前	
	326	落合南二丁目1番 「落合小学校入口交差点」東側	327	落合南二丁目44番 「落合南第十一公園」南側	
口田第一	330	口田四丁目12番23号 「口田東集会所」西側	331	口田五丁目20番 「翠光台第八公園」南側	7
	333	口田二丁目1番 「口田東小学校・通用門」横	334	口田二丁目6番 「はすが丘北第一公園」	
	336	口田四丁目20番 「翠光台東入口交差点」北側		332	
				335	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
口田第二	340	口田南八丁目36番 「矢口が丘第二公園」西側	341	口田南八丁目50番 「矢口が丘第三公園」入口	6
	343	口田南九丁目19番 「矢口が丘公園」北側	344	口田南九丁目13番 「口田中学校・正門」横	
口田第三	350	口田南二丁目7番2号 「口田小学校・正門」横	351	口田南二丁目7番2号 「口田小学校・運動場」前	9
	353	口田南四丁目28番 「ふじランド第一公園」東側	354	口田一丁目8番 「矢口南交差点」北側	
	356	口田南七丁目10番 「広島日産自動車・高陽営業所」横	357	口田一丁目8番6号 「フレスタ矢口店」前	
口田第四	360	口田南二丁目18番12号 「モルテン高陽工場」正面	361	口田南二丁目19番 「広島市道路事業用地」内	8
	363	口田南三丁目46番 「西元 成憲宅」前	364	口田南一丁目25番 「アンフィニ（広島戸坂サービスショッ プ）」前	
	366	口田南一丁目32番 「下小田バス停」前	367	口田南二丁目25番 「中小田バス停」付近	
大林第一	410	大林町 「前宅」前	411	大林町 「桧山会館」前	4
	413	大林町字草田 「川本宅」先道路カーブ			
大林第二	420	大林町 「上大林集会所」前	421	大林町 「浜が谷バス停」横	9
	423	大林四丁目14番1号 「大林小学校・正門」	424	大林四丁目14番1号 「大林小学校・裏門」	
	426	大林二丁目3番 「山崎製パン（株）広島工場」前	427	大林二丁目9番 「大林第一公園」	
三入第一	430	三入六丁目1番8号 「上町屋バス停・大上宅」前	431	三入二丁目7番 「福田宅」横	8
	433	三入七丁目7番 「こだま団地（寺原団地）」入口	434	三入三丁目12番1号 「三入小学校」入口	
	436	三入南一丁目6番 「三入橋」東詰	437	三入四丁目3番 「中邑宅」南側	
三入第二	440	可部町大字桐原 「桐原バス停」前	441	可部町大字桐原 「中応寺作業場」前	8
	443	可部町大字桐原 「桐原公会堂」前	444	可部町大字桐原 「藤田宅」前	
	446	可部町大字桐原 「桐原第一公園」前	447	三入南二丁目31番 「恵口宅」前	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
三入第三	450	三入東一丁目8番 「三入中学校バス停」前	451	三入東一丁目12番 「桐陽台第一公園」入口	8
	453	三入東一丁目30番20号 「桐陽台コミュニティセンター」前	454	三入東一丁目35番 「桐陽台第三公園」前	
	456	三入東二丁目34番 「桐陽台バス停」付近	457	可部町大字桐原 「中川 克己宅」前・三叉路	
南原	460	可部町大字南原 「大南原遊園地」入口	461	可部町大字南原 「可部第四公園」東側	5
	463	可部町大字南原 「南原上集会所」下手	464	可部町大字南原 「掛迫宅」前	
綾ヶ谷第一	470	可部町大字綾ヶ谷 「横林口バス停」付近	471	可部町大字綾ヶ谷 「大迫前バス停」前	5
	473	可部町大字綾ヶ谷 「渡辺宅」付近	474	可部町大字綾ヶ谷 「下二井宅」前	
綾ヶ谷第二	480	可部町大字綾ヶ谷 「大畑バス停」前	481	可部町大字綾ヶ谷 「大畑農協バス停」向側	5
	483	可部町大字綾ヶ谷 「綾西集会所」前	484	可部町大字綾ヶ谷 「下大畑バス停」付近	
勝木第一	490	可部町大字勝木 「幕の内トンネル東交差点」東	491	可部町大字勝木 「上行森集会所」前	10
	493	可部町大字勝木 「松浦宅」前	494	可部町大字勝木 「勝木台西」入口	
	496	可部町大字勝木 「グリーンライフ」中央（四叉路下）	497	亀山九丁目8番 「ナフコ安佐北店」前	
	499	亀山西一丁目3番 「勝木台第三公園」南側			
勝木第二	500	可部町大字勝木 「姫瀬会館」前	501	可部町大字勝木 「中河内集会所」前	4
	503	可部町大字勝木 「大野バス停」横			
亀山第一	510	可部町大字今井田 「今井田集会所」前	511	可部町大字今井田 「日の出タクシー可部営業所」前	10
	513	亀山南二丁目31番 「瑞兆苑口バス停」前	514	亀山南一丁目1番1号 「JRあき亀山駅前駐輪場」	
	516	亀山一丁目22番 「亀山第五公園」西側	517	亀山二丁目21番 「河戸幼稚園第二グラウンド」	
	519	亀山南二丁目72番 「亀山南第一公園」北側			
亀山第二	520	亀山南四丁目1番 「虹山交番」前	521	亀山南四丁目32番 「虹山県営住宅バス停」横	7
	523	亀山南五丁目4番6号 「虹山集会所」前	524	亀山南五丁目7番 「虹山中公園」	
	526	亀山七丁目23番 「（有）ひかり建装」向側			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
亀山第三	530	亀山七丁目10番 「山田 一郎宅」前	531	亀山六丁目8番 「大毛寺第二公園」前	8
	533	亀山六丁目4番 「亀山第三公園」前	534	亀山五丁目42番11号 「亀山小学校・体育館前」東側	
	536	亀山四丁目20番 「亀山第一公園」	537	亀山四丁目22番 「玄道橋」付近	
可部第一	540	可部九丁目21番 「九品寺バス停」前	541	可部六丁目23番 「可部第五公園」東側	10
	543	可部六丁目9番14号 「緑ヶ丘静養園」前	544	可部八丁目21番 「可部第二公園」北側入口	
	546	可部六丁目11番 「可部第一公園」	547	可部七丁目6番30-4号 「井口医院駐車場」前	
	549	可部七丁目2番 「可部中学校正門」前			
可部第二	550	可部三丁目30番 「広島安佐商工会」前	551	可部三丁目19番 「安佐北区総合福祉センター」西側	9
	553	可部三丁目8番 「旭鳳酒造」前	554	可部東六丁目12番 「新建ちびっこ広場」北側	
	556	可部東五丁目12番 「高松橋」東詰	557	可部東五丁目24番 「佐伯宅」向側	
可部第三	560	可部二丁目27番 「JR可部駅西口広場駐輪場」	561	可部四丁目9番1号 「可部小学校・正門」	7
	563	可部四丁目11番 「可部中央交差点」北西側	564	可部二丁目34番17号 「上原橋」西詰	
	566	可部四丁目13番13号 「安佐北区役所」東側			
可部第四	570	可部南四丁目6番 「可部南第三公園」	571	可部南五丁目7番27号 「串井木材第2工場」入口	6
	573	可部南五丁目11番 「可部モータース」西側	574	可部南五丁目1番2号 「下の浜集会所」前	
可部第五	580	可部南四丁目30番3号 「国土交通省可部国道出張所」前	581	可部南一丁目1番39号 「中島会館」入口	8
	583	可部南一丁目8番35号 「山本 義昭宅」前	584	可部南一丁目6番43号 「松平宅」前	
	586	可部南二丁目10番 「可部南第二公園」南側	587	可部南二丁目18番 「高陽電機株式会社」西側	
可部第六	590	可部東一丁目4番 「可部東保育園」西側	592	可部東一丁目27番 「第二東亜ハイツ」入口	8
	594	可部東三丁目30番8号 「小田宅前」	595	可部東四丁目 「可部東近隣運動広場」南側	
	597	可部東二丁目6番 「上原大橋」東詰	598	可部東二丁目1番 「上原橋」東詰	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数		
安佐第一	600	安佐町大字久地 「境原地区」入口	601	安佐町大字久地 「幸の神バス停」	8		
	603	安佐町大字くすの木台 「久地南小学校・正門」	604	安佐町大字くすの木台 「久地南小学校・裏門」			
	606	安佐町大字久地 「南ヶ丘団地」入口	607	安佐町大字久地 「魚切橋バス停」付近			
安佐第二	610	安佐町大字久地 「名原口バス停」付近	611	安佐町大字久地（三国） 「三国集会所」前	10		
	613	安佐町大字久地（本郷上） 「西川ゴム（株）安佐工場駐車場」横	614	安佐町大字久地 「久地集会所」入口			
	616	安佐町大字久地（本郷下） 「久地ちびっこ広場」	617	安佐町大字久地 「久地川井バス停」前			
	619	安佐町大字久地（間野平） 「間野平会館」横					
安佐第三	620	安佐町大字久地（野冠） 「渡商店」前	621	安佐町大字久地 「藤井宅」前	7		
	623	安佐町大字久地（瀬谷） 「瀬谷入口三叉路」	624	安佐町大字久地 「宇賀地区集会所」前			
	626	安佐町大字久地8424番地の1（追崎） 「追崎集会所」前					
安佐第五	630	安佐町大字後山 「あさひが丘団地入口県道分れ」	631	安佐町大字後山（4区） 「榎原バス停」前	6		
	633	安佐町大字後山 「後山集会所」前	634	安佐町大字後山1621番地（6区） 「後山下バス停」横			
安佐第六	640	安佐町大字毛木1795番地（1区） 「才の原バス停」横	641	安佐町大字毛木（2区） 「深山口・三国分れ」	7		
	643	安佐町大字毛木761番地 「毛木集会所」前	644	安佐町大字毛木（5区） 「毛木バス停」前			
	646	安佐町大字後山（川平） 「悠田宅」向側					
安佐第七	650	安佐町大字後山785番地（1区） 「川平バス停」向側	651	安佐町大字宮野151番地 「共栄橋」南詰（バス停付近）	652	安佐町大字宮野12番地の2（2区） 「宮野集会所」前	3
安佐第八	660	安佐町大字筒瀬 「船川タバコ店」前	661	安佐町大字筒瀬 「筒瀬下バス停」西側	662	安佐町大字筒瀬 「筒瀬集会所」前	7
	663	安佐町大字筒瀬 「栃木橋」西側	664	安佐町大字筒瀬1176番地（6区） 「澤宅」下	665	安佐町大字筒瀬1347番地（7区） 「筒斉小学校前バス停」前	
	666	安佐町大字筒瀬797番地（5区） 「沖原宅」前					
安佐第九	670	安佐町大字小河内2850番地 「三根橋バス停」上	671	安佐町大字小河内 「小河内ちびっこ広場」	672	安佐町大字小河内 「下三谷集会所」前	8
	673	安佐町大字小河内 「安佐小河内集会所」前	674	安佐町大字小河内 「青少年野外活動センター」入口	675	安佐町大字小河内（西部） 「増屋商店」前	
	676	安佐町大字小河内（西部） 「青木宅」前	677	安佐町大字小河内（箕越） 「中本宅」北側			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名	設置場所				設置数
安佐第十	680	安佐町大字小河内（槇原） 「槇原バス停」前	681	安佐町大字小河内（小浜） 「小浜バス停」横	8
	683	安佐町大字小河内（平） 「平バス停」横	684	安佐町大字小河内1396番地（小峠） 「小沢宅」前	
	686	安佐町大字小河内（大仏） 「万福寺」前	687	安佐町大字小河内2657番地1 「鈴木宅」西側	
安佐第十二	700	安佐町大字鈴張471番地（1区） 「笹原バス停」前	701	安佐町大字鈴張（2区） 「藪谷バス停」前	5
	703	安佐町大字鈴張274番地の1（3区） 「竹迫商店」前	704	安佐町大字鈴張（4区） 「国道記念碑」前	
安佐第十三	710	安佐町大字鈴張（星ヶ丘） 「星ヶ丘団地自治会集会所」横	711	安佐町大字鈴張（7区） 「打越宅」上	9
	713	安佐町大字鈴張（9区） 「尺野モータース」前、旧道分岐	714	安佐町大字鈴張（9区） 「杉の迫バス停」横	
	716	安佐町大字鈴張（10区） 「鈴張保育園」前	717	安佐町大字鈴張（14区） 「星が丘第二公園」	
安佐第十四	720	安佐町大字鈴張（15区） 「下西谷バス停」横	721	安佐町大字鈴張（15区） 「渡里宅」横	6
	723	安佐町大字鈴張（17区） 「西上会館」前	724	安佐町大字鈴張（17区） 「大正橋バス停」横	
安佐第十五	730	安佐町大字飯室 「森城団地中央バス停」前	731	安佐町大字飯室（野原） 「田中宅」前	10
	733	安佐町大字飯室6863番地4 「森城第四公園」前	734	安佐町大字飯室（槇原） 「槇原橋」南詰	
	736	安佐町大字飯室1229番地（烏帽子） 「上烏帽子バス停」横	737	安佐町大字飯室（烏帽子） 「猪之子橋」東詰	
	739	安佐町大字飯室（生砂） 「金口宅」横			
安佐第十六	740	安佐町大字飯室（関の内） 「関の内バス停」横	741	安佐町大字飯室（関の内） 「関之内橋」北側	9
	743	安佐町大字飯室 「ふじビレッジ団地大込第三公園」東側	744	安佐町大字飯室（比） 「ふじビレッジ団地」入口	
	746	安佐町大字飯室 「飯室小学校」	747	安佐町大字飯室 「飯室集会所」前	
安佐第十七	750	安佐町大字飯室（権現） 「清和中学校前バス停」	751	安佐町大字飯室3052番地の1 「安佐北区役所安佐出張所」前	8
	753	安佐町大字飯室（油木） 「油木バス停」横	754	安佐町大字飯室（布） 「元JR布駅」前	
	756	安佐町大字飯室（毛木） 「壬辰橋」東詰	757	安佐町大字飯室（毛木） 「松田宅」前	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安佐北区

投票区名		設置場所				設置数	
あさひが丘	760	あさひが丘 「あさひが丘下バス停」向側	762	あさひが丘 「日浦小学校」前	763	あさひが丘 「あさひが丘東第五公園」	10
	764	あさひが丘 「あさひが丘北第一公園」	765	あさひが丘 「あさひが丘西第二公園」	766	あさひが丘 「県営住宅6号棟」前	
	767	あさひが丘 「日浦公民館」前	768	あさひが丘 「あさひが丘北第三公園」	769	あさひが丘 「あさひが丘公園」	
	770	あさひが丘 「あさひが丘西第三公園」					
計 59投票区							計 441

広島県知事選挙 ポスター掲示板の印刷 (安佐北区)

区画番号欄				
7	5	3	1	令和 7 年 1 1 月 9 日 執行 広島県知事選挙 ポスター掲示場 広島市安佐北区選挙管理委員会 掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 (082) 819-3959
8	6	4	2	注意事項 ○ポスターは、立候補の届出の順位と同じ番号の表示してある区画にはってください。 ○この掲示場は、広島県知事選挙の候補者以外の方は使用できません。 ○掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。 9

**標
題
欄**

ポスター
掲示場の
番号欄

**注
意
事
項
欄**

グリーンマーク
又はエコマーク
(表面に印刷
する場合)

- 第 1 印刷色
緑色（2 枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）
- 第 2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。
- 第 3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙 ポスター掲示場の印刷 (安佐北区)

区画番号欄			令和 7 年 1 1 月 9 日 執行 広島県議会議員 広島市安佐北区選挙区 補欠選挙 ポスター掲示場 広島市安佐北区選挙管理委員会 掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 (082) 819-3959	標 題 欄
5	3	1	7	ポスター 掲示場の 番号欄
6	4	2	注意事項 ○ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。 ○この掲示場は、広島県議会議員 広島市安佐北区選挙区補欠選挙 の候補者以外の方は使用できま せん。 ○掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。 7	注 意 事 項 欄 グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)

- 第 1 印刷色
黒色（2 枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ黒色であること。）
- 第 2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。
- 第 3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年10月6日（月）以後設置を開始し、令和7年10月17日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、掲示場の設置完了後「設置届」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和7年11月10日（月）から撤去を開始し、令和7年11月14日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、次の区分により撤去を完了すること。

区分	撤去開始日	撤去完了日
広島県知事選挙	令和7年10月24日（金）	令和7年10月30日（木）
広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙	令和7年11月 1日（土）	令和7年11月 7日（金）

(2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等をやり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「撤去届」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「完了届」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 本業務は、広島県知事選挙及び広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙が11月9日に執行されることを想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。

(3) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。